

科学研究費助成事業における評価に関する規程

平成14年11月12日
科学技術・学術審議会学術分科会
科学研究費補助金審査部会決定
平成15年4月15日一部改正
平成16年1月28日一部改正
平成16年11月17日一部改正
平成17年6月6日一部改正
平成18年1月31日一部改正
平成18年6月6日一部改正
平成18年11月21日一部改正
平成19年1月30日一部改正
平成19年11月20日一部改正
平成20年8月1日一部改正
平成20年11月12日一部改正
平成21年3月23日一部改正
平成21年11月26日一部改正
平成22年11月25日一部改正
平成23年4月19日一部改正
平成23年12月1日一部改正
平成24年11月27日一部改正
平成28年3月29日一部改正
平成28年11月24日一部改正
平成30年8月7日一部改正
令和元年9月26日一部改正
令和2年1月9日一部改正
令和3年1月26日一部改正
令和3年9月10日一部改正
令和3年10月20日一部改正
令和3年11月26日一部改正
令和5年2月13日一部改正
令和5年8月9日一部改正
令和5年11月30日一部改正
令和6年8月2日一部改正
令和7年2月12日一部改正
令和7年8月1日一部改正
令和8年2月12日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「部会」という。）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 審査部会運営規則 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会運営規則（平成13年3月科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）をいう。

二 評価者	部会に属する委員、臨時委員及び専門委員並びに「科学研究費助成事業における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める委員会に属する外部有識者をいう。
三 被評価者	下記の者のうち、部会において行う評価の対象となっている者を総称する場合をいう。（下記の者のうち、審査の対象となっている者を総称する場合は、「応募者」という。）
	(1) 学術変革領域研究の研究領域の領域代表者又は研究課題の研究代表者
	(2) 特別研究促進費の研究課題の研究代表者
	(3) 特定奨励費の研究事業の代表者
四 委員会	「科学研究費助成事業における評価に関する委員会の設置について」に定める委員会をいう。
五 各区分審査委員会	委員会のうち、学術変革領域研究（A）（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）審査委員会及び学術変革領域研究（B）（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）審査委員会をいう。
六 各区分評価委員会	委員会のうち、学術変革領域研究（A）（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）評価委員会をいう。
七 審査意見書	部会又は委員会における審査において、より専門的な意見を加味するため、所定の様式により作成された意見書をいう。
八 審査意見書作成者	審査意見書の作成を依頼された者をいう。
九 評価意見書	委員会における中間評価及び事後評価において、より専門的な意見を加味するため、所定の様式により作成された意見書をいう。
十 評価協力者	評価意見書の作成を依頼された者をいう。
十一 学術調査官	文部科学省組織規則第53条及び第62条に定める者であって、命を受けて文部科学省研究振興局の所掌事務のうち、学術に関する事項についての調査、指導及び助言に当たる者をいう。

（評価の種類）

第2条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
- 二 中間評価
- 三 事後評価
- 四 期末評価

（評価の時期）

第3条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価） 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 中間評価 学術変革領域研究（A）においては実施期間4年度目、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）においては実施期間3年度目に行う。
なお、部会が中間評価以降の進捗状況を改めて確認することが必要であると判断した場合は、翌年度に進捗状況確認を実施できることとする。
- 三 事後評価 研究領域終了年度の翌年度に行う。（学術変革領域研究（A）に限る。）
なお、天災等により、主たる研究の遅れが不可避であった場合において、部会が翌年度に改めて事後評価を行うことが適当であると判断した場合は、評点を付すこと（以下「評定」という。）を保留し、翌年度に再度、事後評価を実施できることとする。
- 四 期末評価 学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）において、実施期間終了年度に行う。

（評価の方法）

第4条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価

四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第5条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 評価者、審査意見書作成者、評価協力者及び学術調査官（以下「評価者等」という。）は、評価の過程で知ることのできた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書、中間評価報告書、事後評価報告書及び期末評価報告書並びにその内容（採択されたもののうち、応募者が情報提供に同意したものを除く）
 - 二 審査において、ヒアリング対象の研究課題、研究領域又は研究事業となっているかどうかに関する情報（応募者に通知するまでの間）
 - 三 審査意見書及び評価意見書並びにその内容
 - 四 評価者の発言内容及び評価に関連して評価者を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
 - 五 各評価者が行う評価の評点及びその集計結果
 - 六 評価の結果（被評価者に開示されるまでの間）
 - 七 委員会に属する評価者の候補者となった者の氏名等
 - 八 部会及び委員会に属する評価者の氏名等（第8条に定める一般に公開されるまでの間）
 - 九 その他非公表とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問合せに応じないものとする。（第9条に定める情報提供を除く。）
- 4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省研究振興局学術研究推進課に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第6条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第7条 評価に関する利害関係者の排除の方針は、次のとおりとする。

- 一 評価者は、自らが「研究代表者、研究分担者、領域代表者又は特定奨励費の研究事業実施団体の役員若しくは研究責任者（以下本条において「研究代表者等」という。）」である「研究課題、研究領域又は研究事業（以下本条において「研究課題等」という。）」の評価に参画しないものとする。

なお、評価者が、研究領域を構成して行う研究の関係者である場合の取扱いは次のとおりとする。

 - (1) 評価者が、領域代表者、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者又は研究分担者である場合、当該研究領域の評価及び当該研究領域を構成する計画研究の研究課題の評価には参画しない。
 - (2) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者として参加している場合、当該研究領域の評価には参画しない。
 - (3) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者として応募している場合、自ら応募した研究課題の評価には参画しない。
- 二 評価者が、研究課題等の研究代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合又は所属する委員会等において評価に参画しないことが適当との判断がなされた場合は、評価に参画しないものとする。
 - (1) 親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係（例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会への参加」を通じ緊密な関係にある者）
 - (3) 同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係
 - (4) 密接な師弟関係又は直接的な雇用関係
 - (5) 研究課題等の評価に参画することにより公正性が失われると見なされるおそれのある対立的な関係又は競争関係
 - (6) (1)～(5)のほか、評価者が自ら強い利害関係を有すると判断する関係
- 2 審査意見書作成者の選定に当たり、次の各号に掲げる点に留意するものとする。
 - 一 同一の研究機関又は部局からの重複推薦をできる限り避けること

二 次の者は推薦しないこと

- (1) 当該委員会の審査の対象となる同一研究種目の研究代表者及び領域代表者（継続の研究課題及び研究領域に係る者を除く）
- (2) 部会に属する評価者
- (3) 当該委員会に属する評価者（特定奨励費の審査意見書作成者を除く）

（評価結果等の開示）

第8条 評価結果の開示は、次のとおり、研究種目ごとに別添のとおりとする。

- ・別添1 科学研究費助成事業「学術変革領域研究」の審査要綱
- ・別添2 科学研究費助成事業「学術変革領域研究（A）」の評価要綱
- ・別添3 科学研究費助成事業「特別研究促進費」の審査要綱
- ・別添4 科学研究費助成事業「特定奨励費」の審査要綱

2 評価者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

（評価結果等の情報提供）

第9条 学術調査官は、評価結果が被評価者に開示された後、被評価者の求めに応じ、当該評価結果に係る補足情報（評価者が特定されるものを除く。）を提供することができる。

（学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）の扱い）

第10条 学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）の評価に関する規程は、本規程によるもののほか別に定めることとする。

第2章 審査（事前評価）

（審査の実施体制）

第11条 部会において行う審査に係る調査は、委員会において行うものとする。（特別研究促進費及び特定奨励費を除く。）

2 学術調査官は、部会及び各区分審査委員会に対して審査に関する情報を提供することとする。

（審査の方針）

第12条 審査の方針は、次のとおりとする。

- 一 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月内閣総理大臣決定）の趣旨、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月文部科学大臣決定）のほか、本規程ののっとり、厳正な審査を行う。
- 二 研究領域、研究課題及び研究事業は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし、特に重要なものを選定する。
その際、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究費の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
なお、単に研究領域及び研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。
- 三 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 四 採択したものに対しては、その内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- 五 研究領域又は研究課題の他の研究種目（応募区分）若しくは審査区分への移し換えはしない。
- 六 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題及び研究事業又はアンケート調査等を行う研究課題及び研究事業については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- 七 ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

(審査の方法)

第13条 審査の方法は、次のとおり、研究種目ごとに別添のとおりとする。

- ・別添1 科学研究費助成事業「学術変革領域研究」の審査要綱
- ・別添3 科学研究費助成事業「特別研究促進費」の審査要綱
- ・別添4 科学研究費助成事業「特定奨励費」の審査要綱

第3章 中間評価

(中間評価の実施体制)

第14条 部会において行う中間評価に係る調査は、委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、部会及び各区分評価委員会に対して中間評価に関する情報を提供することとする。

(中間評価の方法)

第15条 中間評価の方法は、「別添2 科学研究費助成事業「学術変革領域研究(A)」の評価要綱」のとおりとする。

第4章 事後評価

(事後評価の実施体制)

第16条 部会において行う事後評価に係る調査は、委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、部会及び各区分評価委員会に対して事後評価に関する情報を提供することとする。

(事後評価の方法)

第17条 事後評価の方法は、「別添2 科学研究費助成事業「学術変革領域研究(A)」の評価要綱」のとおりとする。

第5章 期末評価

(期末評価の実施体制)

第18条 部会において行う期末評価に係る調査は、学術研究支援基盤形成委員会において行うものとする。

(期末評価の評価方法)

第19条 期末評価の方法は、別に定めるところにより行うものとする。

科学研究費助成事業「学術変革領域研究」の審査要綱

科学研究費助成事業「学術変革領域研究」の審査については、この審査要綱により行うものとする。

I 審査方針

1 共通の方針

- (1) この審査要綱において、「研究領域」とは「学術変革領域研究」の対象となる研究者グループによる研究を推進するための計画をいい、「研究課題」とは「学術変革領域研究」に係る計画研究課題及び公募研究課題をいう。
- (2) 翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮する。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮する。
- (3) 他の研究課題の受入れ・応募等の状況の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① 他の研究課題の受入れ・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
 - ② 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
 - ③ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択候補研究課題とする場合には、計画研究課題については採択候補研究領域の選定時に合議により決定する。また、公募研究課題については2段階の書面審査により決定する。

2 応募区分別の方針

一 学術変革領域研究 (A)

学問分野に新たな変革や転換をもたらし、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指す研究領域、又は当該学問分野の強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を目指す研究領域であって、多様な研究グループによる有機的な連携の下に、新たな視点や手法による共同研究等の推進により、革新的・独創的な学術研究の発展が期待できるものを選定する。

二 学術変革領域研究 (B)

学問分野に新たな変革や転換をもたらし、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指す研究領域であって、少数・小規模の研究グループによる有機的な連携の下に、新たな視点や手法による共同研究等の短期的な取組により、革新的・独創的な学術研究の創成が期待できるものを選定する。

II 審査方法

1 応募区分別の審査方法

一 学術変革領域研究 (A)

(1) 研究領域

「科学研究費助成事業における評価に関する委員会の設置について」に定める「学術変革領域研究 (A) (I) 審査委員会」、「学術変革領域研究 (A) (II) 審査委員会」、「学術変革領域研究 (A) (III) 審査委員会」、「学術変革領域研究 (A) (IV) 審査委員会」(以下「(A) 審査委員会」という。)において、次のとおり審査を行う。

〔研究領域の採択決定までの進め方〕

- ① (A) 審査委員会は、応募研究領域の中から、ヒアリングを行う応募研究領域(以下「ヒアリング研究領域」という。)を選定する。
- ② (A) 審査委員会は、選定したヒアリング研究領域についてヒアリングを行い、採択候補研究領域を選定するとともに、当該研究領域の採択候補研究課題についても選定する。
- ③ 部会は、(A) 審査委員会が選定した採択候補研究領域の中から、合議により採択研究領域を決定するとともに、当該研究領域の採択研究課題についても決定する。

〔採択決定の取消しについての取扱い〕

部会は、採択研究課題として決定した研究課題において、補助金の交付の決定がされるまでの間に研究が実施できなくなる事由が生じた場合、合議により、当該事由が生じた研究領域及び当該研究領域の各研究課題に対する採択の決定を取り消すものとする。

〔(A) 審査委員会における採択候補研究領域等の選定の進め方〕

① ヒアリング研究領域の選定

- ア 応募者が選択した審査委員会において書面審査(1回目)を実施する。
- イ 評価者は、「領域計画書」に基づき、「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素の評価結果を参考に、「審査基準(ヒアリング研究領域の選定)」に従って総合評点を付す。
- ウ (A) 審査委員会は、書面審査(1回目)の結果に基づき、合議によりヒアリング研究領域を選定する。

② 審査意見書の作成

- ア 書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、ヒアリング研究領域ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。
- イ 審査意見書作成者は、「学術変革領域研究(A)の審査意見書(研究領域)」の作成に当たっては、「研究領域の審査に当たっての着目点」の要素ごとに審査意見を記述する。また、「学術変革領域研究(A)の審査意見書(計画研究)」の作成に当たっては、「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、審査意見を記述する。

③ ヒアリング研究領域の書面審査

- ア 評価者は、ヒアリング研究領域について書面審査(2回目)を実施する。
- イ 評価者は、「計画研究の研究計画調書」に基づき、「審査意見書」を参考に、「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、各計画研究について評点を付す。
- ウ 評価者は、各計画研究の評価結果等を参考に、「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準(ヒアリング研究領域の書面審査)」に従って総合評点を付す。

④ ヒアリングの実施

- ア (A) 審査委員会におけるヒアリングは、「領域計画書」、「各計画研究の研究計画調書」、「審査意見書」、「質疑応答で確認すべき事項」、「プレゼンテーション資料」及び「補足資料」を基に行う。なお、(A) 審査委員会の求めがある場合には、参考資料を追加することができる。
- イ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。
 - (a) ヒアリングの進め方(時間配分の目安)

- | | | |
|---|-----|-------|
| ・担当委員からヒアリングにおける質問内容や意図を説明
(質疑応答で確認すべき点等の共有) | 5分 | } 50分 |
| ・領域代表者等から応募研究領域の説明 | 15分 | |
| ・質疑応答 | 20分 | |
| ・審議及びコメントの記載
(疑問点や不明点等を審議により解消) | 10分 | |

(b) **説明者**

領域代表者を含め3名以内

(c) **説明資料**

領域計画書、各計画研究の研究計画調書及びプレゼンテーション資料

(d) **補足資料**

過去に採択された研究領域等が更なる発展を目指した研究提案をする場合、その基となる研究領域等の概要及び評価における所見(新学術領域研究(研究領域提案型)又は学術変革領域研究が基となる場合にあつては、当該応募資料及び中間評価又は事後評価における所見)等

⑤ **採択候補研究領域の選定**

- ア 評価者は、ヒアリングを行った研究領域について、ヒアリングの内容を踏まえ、「研究領域の審査に当たっての着目点」及び「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、書面審査(2回目)における総合評点を修正する。
- イ (A) 審査委員会は、各評価者の審査結果に基づき、合議により採択候補研究領域及び当該採択候補研究領域の研究課題を選定する。
- ウ (A) 審査委員会は、採択候補研究領域及び当該採択候補研究領域の研究課題を選定後、合議により当該研究課題の研究経費の査定案を作成する。なお、1研究領域の単年度当たりの応募金額の総額が3億円を超える場合は、その必要性について確認を行う。

【研究領域の審査に当たっての着目点】

(a) **学術変革領域研究としての妥当性**

- 1) 学問分野に新たな変革や転換をもたらし、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成や当該学問分野の強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開などが期待できる基礎的研究(基礎から応用への展開を目指すものを含む。)であるか。(例えば、「新しい原理や学理の発見・追究をするもの」、「学術の概念や体系の見直しを迫るもの」、「大きな発想の転換や斬新な方法論によりブレークスルーをもたらすもの」。)
- 2) 領域研究の応募に至る背景と経緯が明確で、それによって立てられた領域構想は合理的であるか。
- 3) 国際的な研究動向から見た優位性、又は我が国固有の分野若しくは国内外に例を見ない独創性・新規性を有する(期待される)研究領域であるか。
- 4) 本研究領域の推進によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

(b) **領域マネジメント体制の妥当性**

- 1) 領域代表者の研究領域の運営や推進に関するビジョンが明確になっており、研究領域の円滑な運営が期待できるか。
- 2) 領域代表者を中心とした領域推進に十分貢献できる研究者による有機的な連携体制となっているか。
- 3) 総括班、計画研究及び公募研究について、それぞれの研究領域における役割分担及び活動内容が明確になっており、有機的な連携が保たれ、研究領域の運営が効率的かつ効果的に行い得る体制となっているか。
- 4) 新興・融合領域の創成を目指す研究領域にあつては、複数の分野にまたがる研究領域の創成が期待できる構成となっているか。

(c) **領域推進の計画・方法の妥当性**

- 1) 研究領域及び各計画研究の達成目標が具体的かつ明確であり、研究領域の研究成果については個別の研究課題の成果の寄せ集めでなく、有機的に結び付くと期待できるか。
 - 2) 研究領域における共同研究、設備の共用化、若手研究者の育成などの取組が十分に考慮されているか。
 - 3) 国内外への情報発信などの取組内容が明確かつ積極的なものとなっているか。
 - 4) 公募研究の必要性及び公募研究に期待する内容が明確になっており、公募研究の設定（件数や1課題当たりの研究費）が適切な規模となっているか。
- (d) 過去の採択研究領域等からの発展性等（該当する研究領域のみ）
- ・過去に「新学術領域研究（研究領域提案型）」若しくは「学術変革領域研究」又は他の研究費制度によって実施された領域型研究の発展と位置付けられる研究領域については、
 - 1) 既存研究領域における研究成果は、設定目標に照らし十分な成果が得られたものであったか。
 - 2) 既存研究領域における研究計画の単なる延長となっておらず、既存研究領域の更に強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を図る内容となっているか。
- (その他の着目点)
- (e) 研究経費の妥当性
- 1) 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
 - 2) 設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。

〔計画研究の審査に当たっての着目点〕

(総括班)

- 1) 研究領域全体の研究方針の策定、企画調整、各計画研究及び公募研究との連絡調整、研究領域における研究評価及び成果の発信等、研究領域の運営を適切に行うよう、組織体制が構築されているか。
- 2) 研究領域における研究支援活動（国際活動支援及び研究領域内で共用される設備・装置の購入、開発、運用又は実験試料や資材の提供など）について、効率的かつ効果的に行い得る体制の構築や計画の策定が行われ、研究領域を活性化させるものとなっているか。
- 3) 研究の実施を目的とする計画となっていないか。

(その他の着目点)

- 4) 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(総括班以外の計画研究)

(a) 研究計画、研究方法の妥当性

- 1) 単なる個人又は個別グループの研究ではなく、研究領域の設定目的に沿って、当該研究の位置付けや役割が明確になっており、研究領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- 2) 研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- 3) 研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置付けは明確であるか。
- 4) 研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- 5) 研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

(b) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- 1) これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- 2) 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資材等、研究環境は整っているか。

(その他の着目点)

(c) 研究経費の妥当性

- 1) 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- 2) 設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- 3) 研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上、有効に使用されることが見込まれるか。
- 4) 他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中に該当する可能性はないか。

【審査基準（ヒアリング研究領域の選定）】

- ① 「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素について、下表の基準に従って、絶対評価により評点を付すとともに、4又は1の評点を付した場合は必ず審査意見を記述する。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

- ② 「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素の評価結果を参考に、下表の基準に従って、相対評価により総合評点を付すとともに審査意見を記述する。

評点	審査基準	評点分布の目安
A	積極的にヒアリングすべきである	10%
A-	ヒアリングに値するものである	10%
B	一部優れた内容も含まれるが、ヒアリングまでは至らない	80%
C	ヒアリングすべきでない	

【研究経費の妥当性（ヒアリング研究領域の選定）】

研究費の効果的・効率的配分を図る観点から、「(e) 研究経費の妥当性」について、下表の基準に従って評点を付す。なお、「△」の評点とした場合は、主たる根拠を必ず記述する。

評点	審査基準
○	妥当である
△	査定すべきである

【審査基準（ヒアリング研究領域の書面審査）】

（計画研究）

各計画研究について、下表の基準に従って評点を付す。なお、「×」の評点とした場合は、主たる根拠を必ず記述する。

評点	審査基準
無印	採択に値するものである
×	採択すべきではない又はそれに準ずるもの

（研究領域）

各計画研究の評価結果等を参考に、下表の基準に従って、相対評価により総合評点を付すとともに審査意見を記述する。

評点	審査基準	評点分布の目安
A	積極的に採択すべきである	20%
A-	採択するに値するものである	20%
B	一部優れた内容も含まれるが、採択までは至らない	60%
C	採択すべきでない	

【研究経費の妥当性（ヒアリング研究領域の書面審査）】

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、各計画研究について「計画研究の審査に当たっての着

目点」の「その他の着目点」を考慮し、研究経費の内容に問題がある場合には「×」を付すとともに、主たる根拠を必ず記述する。

(2) 公募研究

研究領域の研究期間のうち、領域設定期間の1年目と3年目に公募研究の審査を行う。

公募研究の審査に当たっては、「科学研究費助成事業における評価に関する委員会の設置について」に定める学術変革領域研究(A)専門委員会(以下「(A)専門委員会」という。)において、次のとおり行う。

〔採択研究課題決定までの進め方〕

- ① 各(A)専門委員会は、評価者が研究計画調書により個別に審査する1段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーゾーンとなった研究課題、ボーダーゾーンよりも上位の研究課題のうち、「公募要領に示された公募研究の内容との関係」について「×」を付した評価者がいる研究課題、ボーダーゾーンよりも下位の研究課題のうち、「公募要領に示された公募研究の内容との関係」について「◎」を付した評価者がいる研究課題、ボーダーゾーンよりも上位の研究課題のうち、総合評点で「1」を付した評価者がいる研究課題及びボーダーゾーンよりも下位の研究課題のうち、評価者1名のみが総合評点で「1」を付しており、当該評点を除いて平均点を算出するとボーダーゾーンとなる研究課題等を対象に、他の評価者が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき、採択候補研究課題を決定する。
- ② 部会は、各(A)専門委員会が選定した採択候補研究課題の中から、合議により採択研究課題を決定する。
- ③ 部会は、領域推進への影響を少なくするために、初年度の採択研究課題の交付申請において廃止や辞退が生じた場合には、採択されなかった採択候補研究課題のうち、評点が採択研究課題の次順位のものから優先して繰り上げ、合議により採択研究課題を決定する。

〔(A)専門委員会における採択候補研究課題の選定の進め方〕

① 1段階目の書面審査

- ア 各研究課題について、「公募要領に示された公募研究の内容との関係」について絶対評価により評点を付す。当該評価を考慮し、「公募研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目しつつ、総合的な判断の上、「審査基準(1段階目の書面審査)」に従って総合評点を付す。
- イ 採択されなかった研究課題の研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、1段階目の審査結果を開示するため、「公募研究の審査に当たっての着目点」の各項目について評点を付す。その際、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該項目のいずれの点について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択する。

② 2段階目の書面審査

- ア 2段階目の審査対象研究課題のうち、1段階目の書面審査において「公募要領に示された公募研究の内容との関係」について「◎」又は「×」を付した評価者がいた研究課題については、他の評価者が付した審査意見も参考に「公募要領に示された公募研究の内容との関係」を再度確認し、評点を付す。なお、「×」を付した評価者が過半数となった研究課題については、採択候補研究課題とはしない。
- イ 2段階目の書面審査の対象となった研究課題について、「公募要領に示された公募研究の内容との関係」についての評価を考慮し、「公募研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目しつつ、1段階目に審査を行った他の評価者が付した審査意見等を確認し、総合的な判断の上、「審査基準(2段階目の書面審査)」に従って総合評点を付す。
- ウ 採択候補研究課題の選定に当たっては、若手研究者を研究代表者とする研究課題に配慮する。

〔公募要領に示された公募研究の内容との関係〕

公募要領に示された公募研究の内容との関係について、下記の着目点により、下表の基準に従って、

絶対評価により評点を付す。

- ・公募要領に示された「公募研究の内容」を踏まえ、計画研究の補完や、当該研究領域の更なる広がり、新たな展開など、研究領域の推進に貢献が期待できるか。

評点	審査基準
◎	研究領域の推進に貢献が大いに期待できる研究計画となっている
○	研究領域の内容や方向性に沿った研究計画である
×	研究領域の推進に貢献が期待できる研究計画となっていない

〔公募研究の審査に当たっての着目点〕

公募研究の審査に当たっての着目点の各要素について、下記の着目点により、下表の基準に従って、絶対評価により評点を付す。

(a) 研究課題の独自性、創造性

- 1) 研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- 2) 研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置付けは明確であるか。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(b) 研究方法の妥当性

- 1) 研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- 2) 研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(c) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- 1) これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- 2) 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資材等、研究環境は整っているか。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔審査基準（1段階目の書面審査）〕

「公募要領に示された公募研究の内容との関係」についての評価を考慮し、「公募研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表の基準に従って、相対評価により総合評点を付すとともに審査意見を記述する。なお、審査意見については、2段階目の書面審査において新たな総合評点を付す際に、各評価者が研究課題への理解をより深めるために、他の評価者に提示する。

評点	審 査 基 準	評点分布の目安
4	非常に優れている	10%
3	優れている	20%
2	普通	40%
1	劣っている	30%
	利害関係があるので判定できない	—

〔研究経費の妥当性（1段階目の書面審査）〕

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか下表の基準に従って評点を付す。その際、標準的な査定率は、平均充足率を目安とする。「×」を付した評価者が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定する。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上、有効に使用されることが見込まれるか。

評点	審 査 基 準
無印	標準的な査定率であれば当該研究の遂行が可能である
×	研究経費の内容に問題があり、標準的な査定率よりも低くすることが望ましい

〔審査基準（2段階目の書面審査）〕

- ① 1段階目の書面審査において「公募要領に示された公募研究の内容との関係」について「◎」又は「×」を付した評価者がいた研究課題については、他の評価者が付した審査意見も参考に「公募要領に示された公募研究の内容との関係」を再度確認し、下表の基準に従って、絶対評価により評点を付す。なお、「×」を付した評価者が過半数となった研究課題については、採択候補研究課題とはしない。

評点	審 査 基 準
◎	研究領域の推進に貢献が大いに期待できる研究計画となっている
○	研究領域の内容や方向性に沿った研究計画である
×	研究領域の推進に貢献が期待できる研究計画となっていない

- ② 「公募要領に示された公募研究の内容との関係」についての評価を考慮し、「公募研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目しつつ、1段階目に審査を行った他の評価者が付した審査意見等を確認し、総合的な判断の上、下表の基準に従って、相対評価により総合評点を付す。

評点	審 査 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択候補研究課題数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

〔「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱い〕

他の研究課題の応募・受入等の状況については、審査において付す総合評点には考慮しない。当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」

を判断するために参考とする。

① 1段階目の書面審査

明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、主たる根拠を必ず記述する。

② 2段階目の書面審査

2段階目の審査対象研究課題よりも上位の研究課題のうち、1段階目の書面審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、主たる根拠を記述した評価者が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を確認する。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得る、又は判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付す。評価者全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択とする。

二 学術変革領域研究（B）

（1） 研究領域

「科学研究費助成事業における評価に関する委員会の設置について」に定める「学術変革領域研究（B）（Ⅰ）審査委員会」、「学術変革領域研究（B）（Ⅱ）審査委員会」、「学術変革領域研究（B）（Ⅲ）審査委員会」、「学術変革領域研究（B）（Ⅳ）審査委員会」（以下「（B）審査委員会」という。）において、次のとおり審査を行う。

〔研究領域の採択決定までの進め方〕

- ① （B）審査委員会は、各審査委員会に属する評価者全員が全ての研究領域について書面審査を行った上で、同一の評価者が合議審査の場で各応募研究領域について幅広い視点から議論により審査し、採択候補研究領域及び当該研究領域の採択候補研究課題について選定する。なお、書面審査に先立ち、（B）審査委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ② 部会は、（B）審査委員会が選定した採択候補研究領域の中から、合議により採択研究領域を決定するとともに、当該研究領域の採択研究課題についても決定する。

〔採択決定の取消しについての取扱い〕

部会は、採択研究課題として決定した研究課題において、補助金の交付の決定がされるまでの間に研究が実施できなくなる事由が生じた場合、合議により、当該事由が生じた研究領域及び当該研究領域の各研究課題に対する採択の決定を取り消すものとする。

〔（B）審査委員会における採択候補研究領域等の選定の進め方〕

① 事前の選考（プレスクリーニング）※応募件数が多数の場合のみ

- ア 評価者全員で書面審査を実施するのに適切な研究領域数に絞り込むため、応募者が選択した審査委員会において事前の選考を行う。
- イ 評価者は、「領域計画書（概要版）」を基に、「研究領域の審査に当たっての着目点」及び「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目しつつ、総合的な判断の上、「審査基準（事前の選考）」に従って総合評点を付す。

② 審査意見書の作成

- ア 書面審査及び合議審査の資料とするため、書面審査の対象となる応募研究領域（以下「書面審査研究領域」という。）ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。
- イ 審査意見書作成者は、「学術変革領域研究（B）の審査意見書（研究領域）」の作成に当たっては、「研究領域の審査に当たっての着目点」の要素ごとに審査意見を記述する。また、「学術変革

領域研究（B）の審査意見書（計画研究）」の作成に当たっては、「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、審査意見を記述する。

③ 書面審査

- ア 評価者は、書面審査研究領域について書面審査を実施する。
- イ 評価者は、「計画研究の研究計画調書」に基づき、「審査意見書」を参考に、「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、各計画研究について評点を付す。
- ウ 評価者は、「領域計画書」に基づき、各計画研究の評価結果及び「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素の評価結果等を参考に、「審査基準（書面審査）」に従って総合評点を付す。

④ 採択候補研究領域の選定

- ア （B）審査委員会は、各評価者の書面結果に基づき、合議により採択候補研究領域及び当該採択候補研究領域の研究課題を選定する。
- イ （B）審査委員会は、採択候補研究領域及び当該採択候補研究領域の研究課題を選定後、合議により当該研究課題の研究経費の査定案を作成する。

【研究領域の審査に当たっての着目点】

（a） 学術変革領域研究としての妥当性

- 1) 学問分野に新たな変革や転換をもたらし、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成が期待できる基礎的研究（基礎から応用への展開を目指すものを含む。）であるか。（例えば、「新しい原理や学理の発見・追究をするもの」、「学術の概念や体系の見直しを迫るもの」、「大きな発想の転換や斬新な方法論によりブレークスルーをもたらすもの」。）
- 2) 次代の学術の担い手となる研究者が、中期的な視点に立ち、より挑戦的かつ萌芽的な研究領域に少数・少人数の研究グループで取り組む内容となっているか。
- 3) 領域研究の応募に至る背景と経緯が明確で、それによって立てられた領域構想は合理的であるか。
- 4) 国際的な研究動向から見た優位性、又は我が国固有の分野若しくは国内外に例を見ない独創性・新規性を有する（期待される）研究領域であるか。
- 5) 本研究領域の推進によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

（b） 領域マネジメント体制の妥当性

- 1) 領域代表者の研究領域の運営や推進に関するビジョンが明確になっているか。
- 2) 領域代表者を中心とした領域推進に十分貢献できる研究者による有機的な連携体制となっているか。
- 3) 複数の分野にまたがる研究領域の創成が期待できる構成となっているか。

（c） 領域推進の計画・方法の妥当性

- 1) 研究領域及び各計画研究の達成目標が具体的かつ明確であり、研究領域の研究成果については個別の研究課題の成果の寄せ集めでなく、有機的に結び付くと期待できるか。
- 2) 国内外への情報発信などの取組内容が明確かつ積極的なものとなっているか。

（d） 研究領域の波及効果等

- 1) 将来、学術変革領域研究（A）をはじめとした、より大規模な新興・融合領域の形成に資する成果が期待できるか。

（e） 過去の採択研究課題等からの発展性等（該当する研究領域のみ）

- ・過去に「挑戦的研究（萌芽／開拓）」又は「創発的研究支援事業」によって実施された研究の発展により新領域としての可能性を有する研究領域については、
 - 1) 既存研究における研究成果は、設定目標に照らし十分な成果が得られたものであったか。
 - 2) 既存研究における研究計画の単なる延長となっておらず、既存研究の飛躍的な展開・拡大により新領域として発展する可能性が見込める内容となっているか。

〔計画研究の審査に当たっての着目点〕

(総括班)

- 1) 研究領域全体の研究方針の策定、企画調整、各計画研究との連絡調整、研究領域における研究評価及び成果の発信等、研究領域の運営を適切に行うよう組織体制が構築されているか。
- 2) 研究領域に係る研究分野に精通した、研究領域外の専門家により構成された評価体制を構築し、研究領域の運営について助言を得る計画となっているか。
- 3) 研究の実施を目的とする計画となっていないか。

(その他の着目点)

- 4) 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(総括班以外の計画研究)

(a) 研究計画、研究方法の妥当性

- 1) 単なる個人又は個別グループの研究ではなく、研究領域の設定目的に沿って、当該研究の位置付けや役割が明確になっており、研究領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- 2) 研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- 3) 研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置付けは明確であるか。
- 4) 研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- 5) 研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

(b) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- 1) これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- 2) 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資材等、研究環境は整っているか。

(その他の着目点)

(c) 研究経費の妥当性

- 1) 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- 2) 設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- 3) 研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上、有効に使用されることが見込まれるか。
- 4) 他の研究費との不合理な重複や過度の研究費の集中に該当する可能性はないか。

〔審査基準（事前の選考）〕

書面審査に進める研究領域として優先度の高い順に評点「4」から4段階評価を行い、下表の基準に従って、相対評価により評点を付す。

評点	評点分布の目安
4	書面審査研究領域数に応じて調整
3	
2	
1	

〔審査基準（書面審査）〕

(計画研究)

各計画研究について、下表の基準に従って評点を付す。なお、「×」の評点とした場合は、主たる根拠を必ず記述する。

評点	審査基準
無印	採択に値するものである
×	採択すべきではない又はそれに準ずるもの

(研究領域)

- ① 「研究領域の審査に当たっての着目点」の各項目について、下表の基準に従って、絶対評価により評点を付すと同時に、4又は1の評点を付した場合は必ず審査意見を記述する。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

- ② 各計画研究の評価結果及び「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素の評価結果等を参考に、下表の基準に従って、相対評価により総合評点を付すと同時に審査意見を記述する。

評点	審査基準	評点分布の目安
A	積極的に採択すべきである	採択候補研究領域数に応じて調整
A-	採択するに値するものである	
B	一部優れた内容も含まれるが、採択までは至らない	
C	採択すべきでない	

〔研究経費の妥当性（書面審査）〕

科研費の効率的・効率的配分を図る観点から、各計画研究について「計画研究の審査に当たっての着目点」の「その他の着目点」を考慮し、研究経費の内容に問題がある場合には「×」を付すと同時に、主たる根拠を必ず記述する。

Ⅲ 審査結果の開示

各評価者の研究領域又は研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

1 学術変革領域研究（A）

（1）研究領域

採択された研究領域の領域代表者に対して、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括を通知すると同時に、審査結果の所見の概要を公開する。領域設定期間の2年度目に採択時の所見における指摘事項への対応についてその進捗状況を確認し、対象となる研究領域に精通する研究者に意見を求め、特に問題がある研究領域があった場合には指摘等を行う。

また、採択されなかった研究領域の領域代表者に対して、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、（A）審査委員会が審査を行った研究領域の中における当該研究領域のおおよその順位を通知する。

（2）公募研究

採択されなかった研究課題の研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、（A）専門委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位、1段階目の書面審査における評定要素ごとの審査結果、「公募要領に示された公募研究の内容との関係」に係る評価結果及びその他の評価項目の評価結果を通知する。

2 学術変革領域研究（B）

採択された研究領域の領域代表者に対して、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、審査結果の所見の概要を公開する。

また、採択されなかった研究領域の領域代表者に対して、(B) 審査委員会が審査を行った研究領域の中における当該研究領域のおおよその順位を通知する。さらに、書面審査研究領域の領域代表者のうち、採択されなかった研究領域の領域代表者に対して、上記に加え、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括を通知する。

科学研究費助成事業「学術変革領域研究（A）」の評価要綱

科学研究費助成事業「学術変革領域研究（A）」の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

1 中間評価

(1) 中間評価の目的

- ① 対象となる研究領域の各研究課題の進捗状況を把握し、社会に対して明らかにするとともに、当該研究領域のその後の発展に資することを目的として行う。
- ② 当該研究領域の研究成果を基に、更なる発展を目指す目的で、最終年度に学術変革領域研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として中間評価結果を提供する。

(2) 中間評価の方法

中間評価の方法は、書面評価、ヒアリング及び合議によるものとする。

(3) 中間評価の進め方

- ① 各区分評価委員会は、中間評価を行う研究領域について、書面評価、ヒアリングを行った後、合議を行い中間評価の調査結果を決定する。
- ② 部会は、各区分評価委員会の調査結果に基づき、合議により中間評価を決定する。

【書面評価、ヒアリングの進め方】

- ① 各区分評価委員会における書面評価、ヒアリングは、中間評価報告書、領域計画書及び研究計画調書等を基に行う。
- ② 各評価者は、「(4)① 研究領域の評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(4)② 評価基準」により評価を行う。
- ③ 各区分評価委員会は、研究領域ごとに、各区分評価委員会に属する委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。
- ④ 担当委員は、担当する研究領域の書面評価を行い、評価コメント票を作成する。
- ⑤ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

ア 説明者： 領域代表者を含め計画研究の研究代表者及び研究分担者から3名以内

イ 時間配分の目安

(a) 説明者（領域代表者等）からの研究経過等の説明 （事前質問事項に対する回答を含む）	15分	} 40分
(b) 質疑応答	20分	
(c) 審議及びコメントの記載	5分	

【各区分評価委員会における合議の進め方】

- ① ヒアリングを行った研究領域について、「(4)① 研究領域の評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(4)② 評価基準」により合議を行う。
- ② ヒアリング及び合議を行った上で、当初の目的の達成が困難、計画の大幅な修正若しくは廃止が必要、又は評価を決定することが困難であると判断された場合は、中間評価報告書の修正

等を求め、再評価を行うことができる。

(4) 評価に当たっての着目点等

① 研究領域の評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・研究領域の設定目的に照らして、各研究課題が着実に進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・審査結果の所見において指摘を受けた事項へ適切な対応が図られているか。

(b) 研究成果

- ・研究領域の設定目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）
- ・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

- ・研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。また、計画研究と公募研究の調和が保たれているか。
- ・若手研究者の育成が図られているか。

(d) 今後の研究領域の推進方策

- ・これまでの研究成果に照らして、今後の研究計画は適切なものとなっているか。

(e) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

② 評価基準

評点	評価基準
A +	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の進展が認められる
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められる
A -	研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる
B	研究領域の設定目的に照らして研究が遅れており、計画の見直しが必要である
C	研究領域の設定目的に照らして、研究成果が見込まれないため、研究費の減額又は助成の停止が適当である

2 事後評価

(1) 事後評価の目的

- ① 対象となる研究領域の研究終了時の成果について評価を行い、社会に対して明らかにするとともに、当該領域研究の今後の発展に資することを目的とする。
- ② 当該研究領域の研究成果を基に、更なる発展を目指す目的で、研究終了翌年度以降に学術変革領域研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として事後評価結果を提供する。

(2) 事後評価の方法

事後評価の方法は、書面評価、ヒアリング（必要に応じて実施）及び合議によるものとする。

(3) 事後評価の進め方

- ① 各区分評価委員会は、事後評価を行う研究領域について、書面評価を行った後、合議により事後評価の調査結果を決定する。ただし、各区分評価委員会が必要と判断する場合は、合議に先立ちヒアリングを行うことができる。
- ② 部会は、各区分評価委員会の調査結果に基づき、合議により事後評価を決定する。

〔書面評価、ヒアリングの進め方〕

- ① 各区分評価委員会における書面評価、ヒアリングは、事後評価報告書、領域計画書及び研究計画調書、中間評価結果等を基に行う。
- ② 各評価者は、「(4)① 評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(4)② 評価基準」により評価を行う。
- ③ 各区分評価委員会は、研究領域ごとに、各区分評価委員会に属する委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。
- ④ 担当委員は、担当する研究領域の書面評価を行い、評価コメント票を作成する。
- ⑤ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

ア 説明者： 領域代表者を含め計画研究の研究代表者及び研究分担者から3名以内
イ 時間配分の目安

(a) 説明者（領域代表者等）からの研究成果等の説明 （事前質問事項に対する回答を含む）	15分	} 40分
(b) 質疑応答	20分	
(c) 審議及びコメントの記載	5分	

〔各区分評価委員会における合議の進め方〕

各区分評価委員会は、研究領域について、次の「(4)① 評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(4)② 評価基準」により合議を行う。

(4) 評価に当たっての着目点等

① 評価に当たっての着目点

(a) 研究領域の設定目的の達成度

- ・ 研究領域としての設定目的の達成の度合いはどうか。
- ・ 研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・ 審査結果の所見及び中間評価結果の所見において指摘を受けた事項へ適切な対応が図られていたか。

(b) 研究成果

- ・ 研究領域の設定目的に照らして、研究領域全体で十分な研究成果をあげたか。
- ・ 研究領域全体の研究成果を効果的に取りまとめているか。
- ・ 研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

- ・ 研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっていたか。また、計画研究と公募研究の調和が保たれていたか。
- ・ 若手研究者の育成が図られていたか。

(d) 当該学問分野、関連学問分野への貢献度

- ・当該学問分野、関連学問分野に新たな変革や転換をもたらしたか。（もたらしつつあるか。）
- ・既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成、又は当該学問分野の強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開などが見られたか。（見られつつあるか。）
- ・研究推進の過程において、当初に想定・予見していなかった展開により得られた研究成果がある場合は、当該研究成果は、当該学問分野、関連学問分野に新たな変革や転換をもたらすことに貢献するものであったか。

(e) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されていたか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されていたか。

② 評価基準

評 点	評 価 基 準
A +	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の成果があった
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの成果があった
A -	研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの成果があったが、一部に遅れが認められた
B	研究領域の設定目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果があったとは言い難い

3 評価結果等の開示

- (1) 中間評価及び事後評価の結果は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各区分評価委員会における調査結果及び所見を領域代表者に通知する。また、部会における所見及び各領域代表者が作成した評価資料を一般に公開する。なお、事後評価において、翌年度に改めて事後評価を行うことが適当とされた場合は、評定保留の旨を領域代表者に通知するとともに一般に公開する。
- (2) 部会における所見及び評価資料を一般に公開するに当たっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮するものとする。

科学研究費助成事業「特別研究促進費」の審査要綱

科学研究費助成事業「特別研究促進費」の審査については、この審査要綱により行うものとする。

1 審査方針

緊急かつ重要な研究課題の発生に対応して、特に研究費の配分を行う必要がある場合に、機動的な対応が十分期待できる研究課題を選定する。

2 審査方法

部会において、次の「審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、合議により採択研究課題を決定する。

【審査に当たっての着目点】

- ① 突発的に発生した災害などに関する緊急の研究
 - ・突発的に発生した自然災害等を研究対象とするものであるか。（事前に予測できなかったものか。）
 - ・当該年度中に実施しなければならないものであるか。（研究対象が滅失等してしまうものか。）
 - ・十分な社会的要請、学術的価値のあるものであるか。
 - ・他の研究資金による対応ができないものであるか。

- ② 学術の振興施策の検討に必要な調査研究
 - ・科学技術・学術審議会学術分科会の各部会で実施の必要性が認められた内容に鑑み、研究計画（研究組織、研究期間、研究経費等を含む。）の内容は妥当であるか。また、学術振興施策の検討に適切に活用することが期待されるか。

科学研究費助成事業「特定奨励費」の審査要綱

科学研究費助成事業「特定奨励費」の審査については、この審査要綱により行うものとする。

1 審査方針

学術研究諸団体が行う次に掲げる研究事業を対象とし、学術的・社会的要請の強い特色ある事業で、審査時点において、我が国の学術研究の振興上、奨励することが必要と認められるものを選定する。なお、「個人又は複数の研究者において競争的研究費等を活用して行うべき研究」は対象とせず、学術研究諸団体が団体として実施しようとするものに限る。

- ① 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業。
- ② 長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの。

2 審査方法

- (1) 部会は、「事業計画調書」に基づき、「(4) 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、合議により採択研究事業を決定する。
ただし、部会長が必要と判断する場合には、ヒアリングを行った後、審査意見書を参考として、合議により採択研究事業を決定することができる。

(2) 審査意見書の作成

合議審査等の資料とするため、応募研究事業ごとに選定した2名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、審査意見書の作成に当たって、「(4) 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し意見を付す。

(3) ヒアリングの実施

ヒアリングは、「事業計画調書」、「プレゼンテーション資料」及び「審査意見書」を基に、次のとおり行うこととする。

① ヒアリングの進め方（時間配分の目安）

- | | | |
|------------------|-----|-------|
| ・研究責任者等から事業内容の説明 | 10分 | } 25分 |
| ・質疑応答 | 10分 | |
| ・審議 | 5分 | |

② 説明者

研究責任者を含め3名以内

③ 説明資料

事業計画調書及びプレゼンテーション資料

(4) 審査に当たっての着目点

- ・研究事業は、「1 審査方針」の①又は②に明らかに該当するものであるか。
- ・学術研究諸団体として実施する事業であり、「個人又は複数の研究者が競争的研究費等を活用して行

うべき研究」は対象としていないか。

- ・研究事業は、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究事業の事業計画は十分に練られ、その進め方が着実なものであるか。
- ・研究事業の実施体制等は適切なものであるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、また、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・我が国の学術研究を推進するため、当該研究事業の成果を情報発信するための仕組みが整備されているか。

3 審査結果の開示

各評価者の研究事業に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、応募者に対して、当該研究事業の審査結果の所見を通知する。

4 進捗状況の確認

採択した研究事業については、毎年度終了後にその状況報告書の提出を求め、部会において事業の進捗状況の確認を行う。進捗状況の確認については、別に定めるところにより行うものとする。